

(2) 婦人深夜業並に坑内作業即時禁止の件

日本縫工組合提案

説明者

金子

ツミ

理由

婦人の深夜業は坑内作業を許さざることを以て、婦人可立  
場からの母を以て組織労働者の恥であり、又國家の恥辱を  
ありませ。議會は於此に母其害悪を認め、尚三ヶ年  
の猶豫を興へたるが如きは、私共の遺憾を懐かぬに、改正法  
ありませ。即ち私共は、昨年、月実施さるる改正法  
の付則全文を削除し、尚坑内作業禁止の一項を犯へ度い  
存じませ。

実行方法